

香川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第16号

香川県税条例施行規則等の一部を改正する規則  
(香川県税条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県税条例施行規則(昭和29年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則(第1条—第5条の8)	第1節 通則
第2節 賦課徴収(第6条—第16条)	第2節 賦課徴収
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 県民税(第16条の2—第21条)	第1節 県民税
第2節 事業税(第22条)	第2節 事業税
第3節 不動産取得税(第23条・第24条)	第3節 不動産取得税
第4節 ゴルフ場利用税(第25条—第32条)	第4節 ゴルフ場利用税
第5節 軽油引取税(第33条)	第5節 自動車取得税
第6節 自動車税(第34条—第36条の6)	第5節の2 軽油引取税
第7節 鉦区税(第37条)	第6節 自動車税
第8節 削除	第7節 鉦区税
第3章 目的税	第8節 削除
第1節及び第2節 削除	第3章 目的税
第3節 狩猟税(第45条)	第1節及び第2節 削除
第4章 補則(第45条の2—第49条)	第3節 狩猟税
附則	第4章 補則
	附則
(更正(決定)通知書の交付)	(更正(決定)通知書の交付)
第8条 県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税、特別法人事業税又は軽自動車税の環境性能割について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正(決定)通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。	第8条 県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税及び地方法人特別税について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正(決定)通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

2 略

(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)

第20条の2 略

第21条 削除

第2節 事業税

第28条から第32条まで 削除

2 略

(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)

第20条の2 略

(市町長に対する法人税額等の通知)

第21条 法第63条第2項又は第3項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第4項の規定により遅滞なく、その通知に係る法人税額等を第61号様式によって関係市町長に通知しなければならない。

第2節 事業税

第28条 削除

第5節 自動車取得税

(収納計器で表示させる場合の収納印)

第29条 条例第73条第1項の規定により自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。第32条の2において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。

(印影の無効)

第30条 収納計器で表示された収納印の印影で著しく汚染し、又はき損したものは、無効とする。

(領収書の不発行)

第31条 収納計器で収納印の印影が表示された自動車取得税を徴収したときは、領収書を発行しない。

(自動車取得税に係る修正申告書の様式)

第32条 法第123条第2項の修正申告書は、第91号様式によらなければならない。

(現金納付の際に押印する納税済印)

第32条の2 条例第73条第2項の規定により自動車取得税額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免の額)

第32条の3 条例第77条第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 当該自動車取得税の額

(2) 300万円に当該自動車取得税の税率を乗じて得た額

2 専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更をした自動車の取得に対して課する自動車取得税に係る前項の規定の適用については、同項第2号中「300万円」とあるのは、「300万円に専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を加算した額」とする。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第32条の4 条例第77条第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者は、同条第3項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証(以下「運転免許証」という。)を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車(以下「家族等運転自動車」という。)の取得に対し課する自動車取得税の減免を受けようとする者にあつては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下「身体障害者手帳」という。)

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳(以下「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

## 第5節 軽油引取税

(軽油引取税に係る承認書の様式)

第33条 条例第85条第2項の規定による規則で定める承認書の様式は、第89号様式によらなければならない。

## 第6節 自動車税

(収納計器で表示させる場合の収納印)

第34条 条例第86条の5第1項の規定により環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。第34条の5において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で表示させる場合又は条例第89条の2の規定により証紙の額面金額に相当する金額を収納計器で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。

(印影の無効)

第34条の2 収納計器で表示された収納印の印影で著しく汚染し、又は毀損したものは、無効とする。

(領収書の不発行)

第34条の3 収納計器で収納印の印影が表示された自動車税を徴収したとき

第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)(以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。)

2 前条第2項の規定の適用を受けて当該自動車取得税の減免を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類、専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を証明する書類及び」とする。

## 第5節の2 軽油引取税

(軽油引取税に係る承認書の様式)

第33条 条例第85条第2項の規定による規則で定める承認書の様式は、第92号様式の2によらなければならない。

## 第6節 自動車税

(収納計器で表示させる場合の収納印)

第33条の2 条例第89条の2の規定により証紙の額面金額に相当する金額を収納計器で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。

(自動車取得税の規定の準用)

第34条 第30条及び第31条の規定は、自動車税について準用する。

は、領収書を発行しない。

(環境性能割に係る修正申告書の様式)

第34条の4 法第161条第2項の修正申告書は、第91号様式によらなければならない。

(現金納付の際に押印する納税済印)

第34条の5 条例第86条の5第2項の規定により環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合又は法第177条の11第4項後段の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。

(身体障害者等に対する環境性能割の減免の額)

第34条の6 条例第86条の9第1項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 当該環境性能割の額

(2) 300万円に当該環境性能割の税率を乗じて得た額

2 専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更をした自動車の取得に対して課する環境性能割に係る前項の規定の適用については、同項第2号中「300万円」とあるのは、「300万円に専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を加算した額」とする。

(身体障害者等に対する環境性能割の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第34条の7 条例第86条の9第1項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」という。）の取得に対し課する環境性能割の減免を

受けようとする者にあつては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下「身体障害者手帳」という。）

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳（以下「療育手帳」という。）  
又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）

2. 前条第2項の規定の適用を受けて当該環境性能割の減免を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類、専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を証明する書類及び」とする。

## 第35条 削除

（種別割に係る証明書の交付手続）

第36条 県税事務所の長は、自動車の所有者から条例第92条の規定による証明書の交付申請があつた場合において、当該所有者が当該自動車について現に種別割を滞納していないとき、又は種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。

（商品中古自動車に対する種別割の軽減を受けようとする者の添付すべき書類）

第36条の3 略

（現金納付の際に押印する納税済印）

第35条 法第151条第4項後段の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。

（自動車税に係る証明書の交付手続）

第36条 県税事務所の長は、自動車の所有者から条例第92条の規定による証明書の交付申請があつた場合において、当該所有者が当該自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。

（商品中古自動車に対する自動車税の軽減を受けようとする者の添付すべき書類）

第36条の3 略

#### 第36条の4 削除

(身体障害者等に対する種別割の減免の額)

第36条の5 条例第91条の3第1項の規定により種別割を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる種別割の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第177条の11第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる額のいずれか少ない額
  - ア 当該種別割の額
  - イ 43,500円 (法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあっては、43,500円に月割りをもって種別割を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額)
- (2) 法第177条の11第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる額のいずれか少ない額
  - ア 当該種別割の額
  - イ 43,500円に納税義務が発生した月の翌月から3月 (法第177条の10第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあっては、納税義務が消滅した月) までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

(身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第36条の6 条例第91条の3第1項の規定により種別割の減免を受けようと

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者に係る自動車税の納期の特例)

第36条の4 条例第77条第1項第2号の規定により前年度中に自動車取得税の減免を受け、又は条例第91条の3第1項の規定により同年度分の自動車税の減免を受けた自動車に係る条例第89条第2項の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)

第36条の5 条例第91条の3第1項の規定により自動車税を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる自動車税の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第151条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる額のいずれか少ない額
  - ア 当該自動車税の額
  - イ 45,000円 (法第150条第1項又は第2項の規定により月割りをもって自動車税を課する場合にあっては、45,000円に月割りをもって自動車税を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額)
- (2) 法第151条第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる額のいずれか少ない額
  - ア 当該自動車税の額
  - イ 45,000円に納税義務が発生した月の翌月から3月 (法第150条第2項の規定により月割りをもって自動車税を課する場合にあっては、納税義務が消滅した月) までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

2 条例附則第40項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車 (同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。)並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあっては「49,500円」とする。

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第36条の6 条例第91条の3第1項の規定により自動車税の減免を受けよう

する者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。この場合において、家族等運転自動車に対し課する種別割の減免を受けようとする者にあつては、条例第91条の3第2項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(収納計器取扱手数料の交付)

第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第160条第1項の申告書、法第161条第2項の修正申告書及び法第177条の13第1項の申告書に収納計器で表示された金額の1,000分の6.6に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。

附 則

(環境性能割が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

8 略

(身体障害者等に対する種別割の減免の額の特例)

9 第36条の5の規定にかかわらず、条例第91条の3第1項の規定により令和元年9月30日までに最初の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項に規定する新規登録を受けた自動車の種別割を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる種別割の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第177条の11第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合

合 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 当該種別割の額

イ 45,000円(法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあつては、45,000円に月割りをもって種別割を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額)

(2) 法第177条の11第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合

合 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 当該種別割の額

イ 45,000円に納税義務が発生した月の翌月から3月(法第177条の10第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあつては、

とする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。この場合において、家族等運転自動車に対し課する自動車税の減免を受けようとする者にあつては、条例第91条の3第2項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(収納計器取扱手数料の交付)

第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第122条第1項の申告書、法第123条第2項の修正申告書及び法第152条第1項の申告書に収納計器で表示された金額の1,000分の6.6に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。

附 則

(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

8 略

(特別還付金の申請期間の起算日)

9 条例附則第47項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。



納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

- 10 条例附則第40項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車(同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。)並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあつては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあつては「49,500円」とする。

様式目次

- 第1号様式～第60号様式の2 略  
第61号様式 削除  
第62号様式～第67号様式 略  
第68号様式から第88号様式まで 削除  
第89号様式 免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認申請書  
第90号様式 香川県収納印  
第91号様式 修正申告書  
第92号様式 自動車税・軽自動車税納税済印  
第92号様式の2 削除  
第92号様式の3～第115号様式 略

第2号様式を次のように改める。

様式目次

- 第1号様式～第60号様式の2 略  
第61号様式 更正又は決定に係る法人税額等の通知書  
第62号様式～第67号様式 略  
第68号様式から第89号様式まで 削除  
  
第90号様式 自動車取得税・自動車税収納印  
第91号様式 自動車取得税修正申告書  
第92号様式 自動車取得税・自動車税納税済印  
第92号様式の2 免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認申請書  
第92号様式の3～第115号様式 略

第2号様式（第3条関係）

納 期 限 変 更 告 知 書						
様						年 月 日
香川県県税事務所長						印
地方税法第13条の2第1項			の規定によって繰上徴収しますので下記のとおり納期限を変更します。			
納税者又は特別徴収義務者	住（居）所					
	氏 名					
変更後納期限			年 月 日			
納付（入）義務が確定した県税	徴収番号	年度	期別	税 目	税 額	変更前納期限
					円	
納付（入）場所						
繰上徴収の理由						
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>						

第3号様式（その2）を削り、第3号様式（その1）を次のように改める。

第3号様式（第3条関係、第14条の2関係）

（還付（充当）通知書の表面）

様

裏面も必ずお読みください

県 税 還 付 （ 充 当 ） 通 知 書

次のとおり、県税の還付金を還付します（充当しました）ので通知します。

年 月 日 香川県県税事務所長 印

支払通知書番号：

1 還付金							2
年度	期別(事業年度始期)	税目等	既納付(入)額	納付すべき額	還付金額	還付金	還付加算金
申告区分	徴収番号(登録番号)		① (円)	② (円)	①-②(円)	発生事由	③ (円)
合計							
還付金合計 (A) ①-②+③							

3 還付金のうち、下記の未徴収金へ充当した額							
年度	期別(事業年度始期)	申告区分	徴収番号(登録番号)	税目	本・延・加の別	充当額	充当年月日
充当額合計 (B)							

還付支払額 (C) (A) - (B)	
---------------------	--

## (還付(充当)通知書の裏面)

### 【還付・充当の根拠となる法令】

- (過誤納金の還付) 地方税法第17条
- (過誤納金の充当) 地方税法第17条の2
- (還付加算金) 地方税法第17条の4
- (過誤納金等の充当適状) 地方税法施行令第6条の14

### 【不服がある場合】

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告(被告の代表者は香川県知事)として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合には判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式（その1）、第4号様式（その2）及び第4号様式（その5のイ）から第4号様式（その6）までを次のように改める。

第4号様式(その1) (第3条関係)

(納税通知書の表面)

年度 香川県 個人事業税納税通知書

納税者の住所及び氏名 様

右記のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

年 月 日 香川県県税事務所長



課税年度			年度		
徴収番号			年		
事業年 期別			年		
事業月数			か月		
納税者番号			年	月	日
決定年月日					
課税標準額	種	%			千円
(税率)	種	%			千円
	種	%			千円
事業税総額					円
課税済税額					円
差引事業税額					円
第1期(全期)分					
税額					円
納期限			年	月	日
第2期分					
税額					円
納期限			年	月	日

課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

(納税通知書の裏面)

**課税の根拠** 地方税法第72条の2、香川県税条例第1条

\*税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業		
第2種事業		
第3種事業		

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**



第4号様式（その2）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

不動産取得税納税通知書		課税年度 調定年月 徴収番号 整理番号	年度 年 月	物件番号	所在地	地目又は用途 面積又は地積 (㎡)	持分	敷地権
納税者の住所及び氏名又は名称 様		価 格						
		控 除 額						
右記のとおり賦課決定したので納期限までに 納付してください。		課税標準額 (税率) /100						
		/100						
年 月 日 香川県県税事務所長 印		税 額						
		減 額						
課税の根拠等については、裏面をご覧ください。		納 付 額						
		納 期 限		年 月 日				
		不動産所在地及び地目又は用途						
				共有者全員の合計税額 円				
				※不動産を共有で取得した場合は、共有者全員に地方税法第10条の2に規定する連帯納税義務があります。				

(納税通知書の裏面)

**課税の根拠** 地方税法第73条の2、香川県税条例第1条

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○閏年<sup>じゅん</sup>の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第4号様式（その5のイ）（第3条関係）  
（納税通知書の表面）

年度 自動車税（種別割）納税通知書

納税者の住所及び氏名又は名称 様

右記のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

年 月 日

香川県県税事務所長



課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

年 度	年 度
所 管	
徴収番号	
登録番号	
税 額	円
	円
納 期 限	年 月 日

(納税通知書の裏面)

**課税の根拠** 地方税法第146条、147条 香川県税条例第1条

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

**[延滞金の計算方法]**

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○閏年<sup>じゅん</sup>の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第4号様式(その5のロ) (第3条関係)  
(納税通知書の表面)

年度 自動車税(種別割) 納税通知書

納税者の住所及び氏名又は名称 様

右記のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

年 月 日

香川県県税事務所長



課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

年 度	年 度
所 管	
徴収番号	
登録番号	
税 額	円
納 期 限	年 月 日

(納税通知書の裏面)

**課税の根拠** 地方税法第146条、147条 香川県税条例第1条

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

**[延滞金の計算方法]**

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○<sup>じぶん</sup> 箇年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第4号様式（その6）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

年度 自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）

納税者の住所及び氏名又は名称 様

□振

年 月 日 香川県県税事務所長

印

課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

登録番号

徴収番号

税 額(円)

登録番号

徴収番号

税 額 (円)

年 度 年度  
所 管

納 期 限 年 月 日  
(振替日)

下記の税額について、ご指定の金融機関口座からの振替納付手続をいたしました。  
つきましては、納期限(振替日)に預金不足とならないようにお願いします。

下記の口座より振替いたします。

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

※口座番号の上4桁は個人情報保護のため\*\*\*\*表示としております。

この内訳欄には最大40台分まで表示しています。41台以上自動車をお待ちの場合、納税通知書を複数通（2通以上）お送りしておりますので、ご注意ください。

(納税通知書の裏面)

**課税の根拠** 地方税法第146条、147条 香川県税条例第1条

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経なくても、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

**[延滞金の計算方法]**

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

**※特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項）**

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。



第4号様式の2（その1）を次のように改める。

第4号様式の2（その1のイ）（第3条関係）

（納税通知書（変更分）の表面）

年度 香川県 個人事業税納税通知書（変更分）

納税者の住所及び氏名 様

右記のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

年 月 日 香川県県税事務所長



課税年度	年度
徴収番号	
事業年	年
期別	
事業月数	か月
納税者番号	
決定年月日	年 月 日
課税標準額	千円
種	%
(税率)	千円
種	%
	千円
事業税総額	円
課税済税額	円
差引事業税額	円
第1期（全期）分	
税額	円
納期限	年 月 日
第2期分	
税額	円
納期限	年 月 日
変更の理由	

課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

(納税通知書(変更分)の裏面)

**課税の根拠** 地方税法第72条の2、香川県税条例第1条

\*税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業		
第2種事業		
第3種事業		

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告(被告の代表者は香川県知事)として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項)

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金(地方税法第65条及び72条の45の2)並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第4号様式の2（その1のイ）の次に次の1様式を加える。

年 月 日

納税者の住所及び氏名 様

香川県県税事務所長 印

個人事業税減額通知書

次のとおり個人事業税を減額したので、通知します。

課 税 年 度	徴 収 番 号	事 業 年	減 額 理 由		
年度		年			
納税通知年月日	納 期 限	当 初 課 税 額 ( 円 )	減 額 済 額 ( 円 )	今 回 減 額 額 ( 円 )	変 更 後 課 税 額 ( 円 )
合 計					
適 要					

注意

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式の2（その2）、第4号様式の2（その5）及び第5号様式（その1）を次のように改める。

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 印

変更納税通知書

次のとおり課税額を変更（減額・課税免除・減免）したので通知します。

税 目	不動産取得税	当初課税額 税額	円
課 税 年 度	年度	減額・課税免除額・減免額	円
徴 収 番 号		変更後課税額 税額	円
根 拠 等			
摘 要 備 考	前回課税標準額 % % % 変更後課税標準額 % % %	整理番号 調定年月	年 月

注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式の2（その5）（第3条関係）

自動車税（種別割）変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

年 度	登 録 番 号	納 税 者 番 号		
年度				
区 分	税 率	月 割	税 額	納 期 限
変更後の額①	円	/12	円	年 月 日
変更前の額②	円	/12	円	
差 額 ①-②		増	円	
		減	円	
変更の理由				

**課税の根拠** 地方税法第146条、147条、香川県税条例第1条

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

**不服がある場合**

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

**[延滞金の計算方法]**

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

- じゅん閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	平成26年1月1日以後の特例 〔特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

**※特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項）**

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**



第5号様式(その1)(第3条関係)

(第1片の表面)

<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; text-align: center; line-height: 20px;">公</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">県税</div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;">納付(入)書兼領収証書</div>			
振替口座番号		加入者	
年度	該に ○印 目	<input type="checkbox"/> 自動車税(種別割) <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> その他( )	
登録番号		徴収 番号	
期別 (事業年度始期)	年 月 日	納税者 番号	
納税者の住所及び氏名又は名称 (屋号 )			
区 分	○ 定期	○ 定期1期	○ 定期2期
	○ その他		
税 額	百 十 億 千 百	十 万 千	百 十 円
延滞金額			
過少申告加算金額			
不申告加算金額			
重加算金額			
計			
納期限		年 月 日	
所務管 事務所	コード	事務所名	
納付(入) 場 所	裏面一覧表のとおり		
上記の金額を領収しました。 裏面の注意書もよくお読みください。		領収 日付 印	

この納付(入)書は三枚一組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

(第2片の表面)

(公)	県 税	受 付 票									
振替口座番号				加入者							
年度		該に 当○ 税印 目	<input type="checkbox"/> 自動車税 (種別割) <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> その他 ( )				<input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税				
登録番号								徴収番号			
期 別 (事業年度始期)		年 月 日						納税者番号			
納税者の住所及び氏名又は名称 (屋号 )											
様											
区 分		<input type="checkbox"/> 定期		<input type="checkbox"/> 定期1期		<input type="checkbox"/> 定期2期		<input type="checkbox"/> その他			
税 額		百 十		億 千 百		十 万 千		百 十 円			
延 滞 金 額											
過少申告加算金額											
不申告加算金額											
重 加 算 金 額											
計											
納 期 限 年 月 日											
所 務 管 所	コード		事 務 所 名						領 収 日 付 印		

この納付(入)書は三枚一組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

受付局・金融機関保存

(第3片の表面)

<b>公</b>	<b>県 税</b>	<b>領 収 済 通 知 書</b>										
振替口座番号				加入者								
年度		該に 当○ 税印 目	<input type="checkbox"/> 自動車税 (種別割) <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> その他 ( )			<input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税						
登録番号		徴収番号										
期 別 (事業年度始期)		年 月 日				納税者 番号						
納税者の住所及び氏名又は名称 (屋号 )												
様												
区 分		<input type="checkbox"/> 定期		<input type="checkbox"/> 定期1期		<input type="checkbox"/> 定期2期		<input type="checkbox"/> その他				
税 額		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金 額												
過少申告加算金額												
不申告加算金額												
重 加 算 金 額												
計												
納 期 限 年 月 日												
所 務 管 所		コード	事 務 所 名				領 収 日 付 印					
取 り ま と め 店												

この納付(入)書は三枚一組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

受付局・金融機関 → 取りまとめ店 → 加入者

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- <sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	平成26年1月1日以後の特例 〔特例基準割合が年7.3%の 割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間	年7.3%	特例基準割合 + 年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日 以後の期間	年14.6%	特例基準割合 + 年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納 付 (入) 場 所

第5号様式（その2のロ）を削り、第5号様式（その2のイ）を次のように改める。

第5号様式 (その2) (第3条関係)

(第1片の表面)

(公) 県 税		納 付 書 兼 領 収 証 書											
振替口座番号				加入者									
年度		法人県民事業税・特別法人事業税・地方法人特別税											
納税者番号				徴収番号									
期別 (事業年度始期)				年 月 日									
納税者の住所及び氏名又は名称													
様													
区 分		○ 中間 申告	○ 予 定 申告	○ 確 定 申告	○ 修 正 申告	○ 更 正	○ 決 定	○ 見 込	○ そ の 他				
法人県民税	法人税割額		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額												
	延滞金額												
法・人・地・方・事・業・税・法・人・特・別・法・人・特・別・事・業・税	所得割額												
	付加価値割額												
	資本割額												
	収入割額												
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額												
	延滞金額												
	過少申告加算金												
不申告加算金													
重加算金													
計													
納 期 限				年 月 日									
所 務 所	コード	事 務 所 名								領 収 日 付 印			
	納 付 場 所 裏面一覧表のとおり												
上記の金額を領収しました。 裏面の注意書もよくお読みください。													

この納付(入)書は三枚一組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

(公)	県 税	受 付 票											
振替口座番号										加入者			
年度			法人県民事業税・特別法人事業税・地方法人特別税										
納税者番号							徴収番号						
期別 (事業年度開始)							年 月 日						
納税者の住所及び氏名又は名称													
様													
区 分		○ 中間 申告	○ 予 定 申 告	○ 確 定 申 告	○ 修 正 申 告	○ 更 正	○ 決 定	○ 見 込	○ そ の 他				
法人県民税	法人税割額												
	均等割額												
	延滞金額												
法・地 人・事 業・方 税・法 特 別 人 法 特 別 人 事 業 税 税	所得割額												
	付加価値割額												
	資本割額												
	収入割額												
	特別法人事業税 額又は地方法人 特別税額												
	延滞金額												
	過少申告加算金												
不申告加算金													
重加算金													
計													
納 期 限						年 月 日							
所 事 務 管 所	コード	事 務 所 名				領 収 日 付 印							
受付局・金融機関保存													

この納付(入)書は三枚一組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

公 県 税

領 収 済 通 知 書

この納付(入)書は三枚一組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

振替口座番号				加入者								
年度	法人県民事業税・特別法人事業税・地方法人特別税											
納税者番号							徴収番号					
期別 (事業年度開始)							年 月 日					
納税者の住所及び氏名又は名称												
様												
区 分	<input type="radio"/> 中間申告	<input type="radio"/> 予定申告	<input type="radio"/> 確定申告	<input type="radio"/> 修正申告	<input type="radio"/> 更正	<input type="radio"/> 決定	<input type="radio"/> 見込	<input type="radio"/> その他				
法人県民税	法人税割額											
	均等割額											
	延滞金額											
法・地 人・事 業・方 税・法 特・法 別・人 法・特 人・事 業・別 税・税	所得割額											
	付加価値割額											
	資本割額											
	収入割額											
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額											
	延滞金額											
	過少申告加算金											
	不申告加算金											
重加算金												
計												
納 期 限 年 月 日												
所 務 管 所	コード	事 務 所 名										
	取 り だ せ 店											
										領 収 日 付 印		

受付局・金融機関→取りまとめ店→加入者



**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

**[延滞金の計算方法]**

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- <sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	平成26年1月1日以後の特例 特例基準割合が年7.3%の 割合に満たない場合に適用
納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間	年7.3%	特例基準割合 + 年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日 以後の期間	年14.6%	特例基準割合 + 年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納 付 場 所**

第5号様式（その3）から第5号様式（その5）までを次のように改める。

第5号様式 (その3) (第3条関係)

(納付書の表面)

77		香川県税 納付書(納入済通知書)		公		通常払込料金 加入者負担							
加入者名		口座 記号 番号		合計 金額		円							
収納機 関 番 号		納付 番号		確認 番号		納付 区分							
納 期 限		年 月 日		課税 年度		年度		税 目					
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼													
34													
納税者住所氏名	様												
										税 額	円	徴 収 番 号	
										延 滞 金	円	延滞金計算基準日	
収納代行会社	様												
コンビニ収納用	(御注意) 金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。												
	領収日付印												
(香川県・コンビニ本部控)													

通常払込料金 加入者負担		納付書(原符)兼 払込金受領証		公			
加入者名							
口座番号							
納付番号							
確認番号		納付 区分					
税 額	円						
延 滞 金	円						
合計金額	円						
納 期 限		年 月 日					
納税者氏名	様						
徴収番号	領収日付印						
延滞金計算基準日							
[所管] ゆうちょ銀行・郵便局では領収証書に換えて払込金受領証が交付されます。 この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・コンビニ店舗控)							

香川県税 領収証書				公			
納税者氏名	様						
年 度		年 度		税 目			
納付番号					確認番号		
税 額	円						
延 滞 金	円						
合計金額	円						
納 期 限		年 月 日					
		延滞金計算基準日					
この領収証書は重要な証拠となりますから、大切に保管してください。							
上記のとおり領収しました。							領収日付印
[所管]							(納税者保管) 収入印紙不要

(納付書の裏面)

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年<sup>じゆん</sup>の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 〔特例基準割合が年7.3%の 割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第5号様式 (その4) (第3条関係)

(納付書の表面)

77	香川県税 納付書(納入済通知書)	公	通常払込料金 加入者負担	
加入者名	口座 記号 番号	合計 金額		円
収納機 関 番 号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	
納 期 限	年 月 日	課税 年度	年度 税目	
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼				
34				
納税者住所氏名				様
税 額	円	徴 収 番 号		
延 滞 金	円	延滞金計算基準日		
収納代行会社	収納代行会社			
コンビニ収納用	(御注意) 金額を訂正し た場合、金融機 関及びコンビニ エンスストアで の納付はできま せん。			
領収日付印		(香川県・コンビニ本部控)		

通常払込料金 加入者負担	納付書(原符)兼 払込金受領証	公	
加入者名			
口座番号			
納付番号			
確認番号	納付 区分		
税 額			
延 滞 金			
合計金額			
納 期 限	年 月 日		
納税者氏名			
様			
徴収番号	領収日付印		
延滞金計算基準日			
[所管]			
ゆうちょ銀行・郵便局では 領収証書に換えて払込金 受領証が交付されます。 この受領証は、大切に保管 してください。			
			(金融機関・コンビニ店舗控)

香川県税 領収証書	公	
納税者氏名		
様		
年 度		
納 付 番 号		
確 認 番 号		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合計金額	円	
納 期 限	年 月 日	
登録番号		
延滞金 計算基準日		
上記のとおり領収しました。 この領収証書は重要な証拠となりますから、 大切に保管してください。		領収日付印
		(納税者保管) 収入印紙不要
[所管]		

(納付書の裏面)

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額的全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合(租税特別措置法 第93条第2項)

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金(地方税法第65条及び72条の45の2)並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第5号様式(その5)(第3条関係)  
(納付書の表面)

法人 県民税 領収済通知書 (公)

道府県コード 香川県  
 口座番号 加入者

ID 税目 徴収番号 年度 期別  
 事 納税者番号 申告決議日 CD

様

年度	申告区分	徴収番号
年度	中予確修更決その 間定定正正定他 ( )	
事業年度		※処理事項
から		まで

法人県民税	法人税割額																			
	均等割額																			
	延滞金額																			
	所得割額																			
法人事業税・特別法人事業税	付加価値割額																			
	資本割額																			
	収入割額																			
	延滞金額																			
特別法人事業税又は 地方法人特別税	過少申告 加算金額																			
	不申告 加算金額																			
	重加算金額																			
	計																			

納期限 年 月 日 課税事務所 事務所  
 指定金融機関(取りまとめ店) 取りまとめ店

(金融機関・受付局→  
取りまとめ店→加入者)

領収日付印

法人 県民税 納付書 (公)

道府県コード 香川県  
 口座番号 加入者

所在地及び法人名

様

年度	申告区分	徴収番号
年度	中予確修更決その 間定定正正定他 ( )	
事業年度		※処理事項
から		まで

法人県民税	法人税割額																			
	均等割額																			
	延滞金額																			
	所得割額																			
法人事業税・特別法人事業税	付加価値割額																			
	資本割額																			
	収入割額																			
	延滞金額																			
特別法人事業税又は 地方法人特別税	過少申告 加算金額																			
	不申告 加算金額																			
	重加算金額																			
	計																			

納期限 年 月 日 課税事務所 事務所  
 日計 円

上記のとおり納付します。  
(金融機関又は受付局保存)

領収日付印

法人 県民税 領収証書 (公)

道府県コード 香川県  
 口座番号 加入者

所在地及び法人名

様

年度	申告区分	徴収番号
年度	中予確修更決その 間定定正正定他 ( )	
事業年度		※処理事項
から		まで

法人県民税	法人税割額																			
	均等割額																			
	延滞金額																			
	所得割額																			
法人事業税・特別法人事業税	付加価値割額																			
	資本割額																			
	収入割額																			
	延滞金額																			
特別法人事業税又は 地方法人特別税	過少申告 加算金額																			
	不申告 加算金額																			
	重加算金額																			
	計																			

納期限 年 月 日 課税事務所 事務所  
 納付場所 裏面一覧表のとおり

上記のとおり領収しました。  
(納税者保存)

領収日付印

◎この領収書は、重要な証拠となりますから  
大切に保存してください。

(納付書の裏面)

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- <sup>じっぴん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期間	原則	平成26年1月1日以後の特例 〔特例基準割合が年7.3%の 割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所



第5号様式(その6)及び第5号様式(その7)を削り、第5号様式(その8)を第5号様式(その6)に、第5号様式(その9)を第5号様式(その7)に、第5号様式(その10)を第5号様式(その8)とする。

第7号様式(その2のイ)及び(その2のロ)を削り、第7号様式(その1)を次のように改める。

第7号様式（第3条関係）  
（督促状の表面）

年度 香川県税督促状

納税者又は特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 様

あなたの県税が右記のとおり滞納となっていますので、至急納付してください。  
本状と行き違いで納付されている場合は、あしからずご了承ください。  
本状の発付日から起算して10日を経過した日までに、税額及び延滞金を完納しない場合は差押処分を行うことになります。  
督促状の根拠及びこの督促状に関する不服がある場合は、裏面をご覧ください。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

年 度 年度  
所 管  
徴収番号  
税 目  
期 別  
申告区分

未納金額の内訳

納 期 限 年 月 日  
延滞金計算基準日 年 月 日

(督促状の裏面)

**督促の根拠**

地方税法において、以下の各条文中に督促状を発付する根拠が規定されています。

税目	根拠条文
法人の道府県民税	第66条
事業税	第72条の66
不動産取得税	第73条の34
県たばこ税	第74条の25

税目	根拠条文
ゴルフ場利用税	第92条
軽油引取税	第144条の49
自動車税（環境性能割）	第173条
自動車税（種別割）	第177条の19

**不服がある場合**

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**延滞金について**

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

【延滞金の計算方法】

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- <sup>1</sup>箇年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	平成26年1月1日以後の特例 (特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	特例基準割合 + 年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	特例基準割合 + 年7.3% 上限年14.6%

※特例基準割合（租税特別措置法 第93条第2項）

国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）並びに平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

**納付場所**

第19号様式の2中「(及び地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条)」を削る。  
第38号様式(その1)から第38号様式(その4)までを次のように改める。

更正 通知書  
 決定  
 法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県県税事務所長 印

次のとおり更正・決定したので通知します。

(事業税)

(特別法人事業税又は地方法人特別税)

事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		徴 収 番 号	
事業税・特別法人事業税・地方法人特別税				県 民 税	
区 分		課 税 標 準	税 率	税 額	課 税 標 準
年 万 円 ①		円	%	円	円
年 万 円 を 超 え 年 万 円 以 下 の 金 額 ②					%
年 万 円 を 超 え る 金 額 ③					法 人 税 割 額 ②⑥
小 計 ④					道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額 ⑦
軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額 ⑤					外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 又 は 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額 ⑧
付 加 価 値 割 額 ⑥					外 国 の 法 人 税 等 の 控 除 額 ⑨
資 本 割 額 ⑦					仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額 ⑩
収 入 割 額 ⑧					利 子 割 額 の 控 除 額 ⑪
計 ④+⑥+⑦+⑧ 又は ⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨				円	差 引 法 人 税 割 額 ⑫ ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬
平成 27 年 改 正 法 附 則 第 8 条 又 は 平成 28 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額 ⑩				円	既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 法 人 税 割 額 ⑬
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 の 控 除 額 ⑫					租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額 ⑭
課 税 免 除 の 金 額 ⑬					既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額 ⑮
差 引 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬ ⑭					差 引 ⑯-⑰-⑱+⑲ ⑯
区 分		課 税 標 準	税 率	税 額	均 等 割 額 算 定 月 数 及 び 均 等 割 額 ⑰
所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税額 ⑰		円		円	減 免 の 金 額 ⑱
収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税額 ⑱					既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額 ⑲
計 ⑰+⑱ ⑲					差 引 ⑳-㉑-㉒ ⑳
仮 装 経 理 に 基 づ く 特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税 の 控 除 額 ⑲					差 引 増 減 額 ㉓+㉔ ㉑
差 引 ⑲-⑳ ㉑					利 子 割 額 ㉒
区 分		不 足 ・ 増 加 税 額	率	加 算 金 額	控 除 し た 金 額 ㉓
(加重対象) 過少申告加算金 ㉔		円		円	控 除 し きれ な っ た 金 額 ㉔-㉕
(加重対象) 不申告加算金 ㉕					既 に 還 付 を 請 求 し た 利 子 割 額 ㉕
重 加 算 金 ㉖					既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額 ㉕-㉖
加算金額計 ㉔+㉕+㉖ ㉗					利 子 割 還 付 額 ㉕-㉖
差引増減額 ㉗-㉘ ㉙					
指定納期限		年 月 日	納付場所	納付書裏面一覧表のとおり	
指定納期限までの延滞金額		円	県 民 税	円	
注 意		1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。なお、延滞金の計算方法は、納付書裏面に記載してあります。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。			

第38号様式 (その2) (第8条関係)

年 月 日

特別徴収義務者の住所及び名称 様

香川県県税事務局長 印

県民税利子割更正(決定)通知書

次のとおり更正(決定)したので通知します。

特別徴収義務者	住所		特別徴収義務者番号
	名称		

支払年月	年 月	徴収番号	
利子の種類			
申告納入期限	年 月 日		
当初申告書提出年月日	年 月 日		
加算金決定の対象となる申告	年 月 日 申告分		

更正(決定)の理由	
-----------	--

区 分		更正(決定)額	既に納付(入)された額	過不足額
税 額 等	支払利子額	円	円	円
	税額(%)			A
加 過 少	対象不足金額			
	加算金(%)①			
	加重対象金額			
	加算金(%)②			
算 申 告	計 (①+②)			B
	対象基本金額			
金 不 申 告	加算金(%)③			
	加重対象金額			
加 算 金	加算金(%)④			
	計 (③+④)			C
重 加算金	基本税額			
	加算金(%)			D

過不足額(再掲)	
本 税 (A)	円
過少申告加算金(B)	
不申告 加算金(C)	
重 加算金(D)	
合 計	

不足税額等の納期限
年 月 日

注意

- 不足税額等がある場合は、同封の納付(入)書で、納期限までに納付(入)してください。  
納付(入)書に延滞金の記載がある場合は、あわせて納付してください。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。  
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号様式 (その3) (第8条関係)

年 月 日

特別徴収義務者の住所及び名称 様

香川県県税事務局長 印

県民税配当割更正(決定)通知書

次のとおり更正(決定)したので通知します。

特別徴収義務者	住所	特別徴収義務者番号
	名称	

支払年月	年月	徴収番号
特定配当等の種類		
申告納入期限	年月日	
当初申告書提出年月日	年月日	
加算金決定の対象となる申告	年月日 申告分	
更正(決定)の理由		

区 分		更正(決定)額	既に納付(入)された額	過不足額
税 額 等	特定配当等の額	円	円	円
	税 額 ( % )			A
過 少 申 告 加 算 金	対象不足金額			
	加算金( %)①			
	加重対象金額			
	加算金( %)②			
	計 (①+②)			B
不 申 告 加 算 金	対象基本金額			
	加算金( %)③			
	加重対象金額			
	加算金( %)④			
計 (③+④)			C	
重 加 算 金	基本税額			
	加算金( % )			D

過不足額(再掲)	
本 税 (A)	円
過少申告加算金(B)	
不申告 加算金(C)	
重 加算金(D)	
合 計	

不足税額等の納期限
年 月 日

注意

- 不足税額等がある場合は、同封の納付(入)書で、納期限までに納付(入)してください。納付(入)書に延滞金の記載がある場合は、あわせて納付してください。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号様式（その4）（第8条関係）

年 月 日

特別徴収義務者の住所及び名称 様

香川県県税事務所長 印

県民税株式等譲渡所得割更正(決定)通知書

次のとおり更正(決定)したので通知します。

特別徴収義務者	住所		特別徴収義務者番号
	名称		

支払年月	年月	徴収番号	
申告納入期限	年月日		
当初申告書提出年月日	年月日		
加算金決定の対象となる申告	年月日 申告分		
更正(決定)の理由			

区 分		更正(決定)額	既に納付(入)された額	過不足額
税 額 等	特定株式等譲渡所得金額	円	円	円
	税 額( % )			A
加 算 金	過少申告加算金			
	対象不足金額			
	加算金( % )①			
	加重対象金額			
算 金	加算金( % )②			
	計 (①+②)			B
	不申告加算金			
	対象基本金額			
重 加算金	加算金( % )③			
	加重対象金額			
	加算金( % )④			
	計 (③+④)			C
重 加算金	基本税額			
	加算金( % )			D

過不足額(再掲)	
本 税 (A)	円
過少申告加算金(B)	
不申告加算金(C)	
重 加算金(D)	
合 計	

不足税額等の納期限
年 月 日

注意

- 不足税額等がある場合は、同封の納付(入)書で、納期限までに納付(入)してください。納付(入)書に延滞金の記載がある場合は、あわせて納付してください。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。



第38号様式（その7）、第38号様式（その8）、第46号様式の2、第47号様式（その1）、第47号様式（その3）から第48号様式の2まで及び第60号様式の2を次のように改める。

第38号様式（その7）（第8条関係）

軽油引取税更正(決定)通知書

処理区分		納入(納付)すべき額 ① + ② + ③ + ④	円	納期限	年 月 日
年度		年 月 (日) 分		徴収番号	
申告期限		年 月 日	申告書提出年月日		年 月 日

税額等	区 分	更正(決定)額等	既に納入(納付)した額等	過不足額等
	課税標準量(kl)			
	税率 円/k1 税額(円)			①

加算金	過少申告加算金	区 分	更正(決定)額	既に納入(納付)した額	過不足額
		対象不足金額	円	円	円
		加算金(%)			
		加算対象金額			
		加算金(%)			
	加算金計			②	
	不申告加算金	対象基本税額			
		加算金(%)			
		加算対象税額			
		加算金(%)			
加算金計			③		
重加算金	基本税額				
	加算金(%)			④	

更正(決定)の理由	
-----------	--

上記のとおり課税標準量及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。

年 月 日

納税者又は特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 印

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。  
なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。  
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号様式 (その8) (第8条関係)

年度      自動車税 (環境性能割) 更正・決定通知書 軽自動車税 (環境性能割) 更正・決定通知書					
		登録番号 又は車両番号	徴収番号		
納税者		住所又は所在地			
		氏名又は名称			
本 税	区 分	課 税 標 準	税 率	税 額	
	更正 (再更正・決定) 額 ①			円	
	申告 (更正・決定) 額 ②			円	
	差 額	①-②		③	円
加 算 金	区 分	不 足 ・ 増 加 税 額	率	金 額	
	過少申告加算金	円		円	
	不申告加算金	円		円	
	重加算金	円		円	
	計			④	円
本税及び加算金の納付 (入) 金額 ③+④		円	指 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの延滞金額		円	納 付 ( 入 ) 場 所	納付(入)書裏面のとおりに	
更正・決定の理由					

上記のとおり更正・決定したので通知します。  
 年 月 日  
 納税者の氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 印

注意

- 1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。  
 なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。  
 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。  
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第46号様式の2 (第13条の5関係)

担 保 提 供 書							
年 月 日							
香川県県税事務所長 殿							
住 所 氏 名 ㊟							
下記のとおり担保を提供いたします。							
滞納者	住(居)所						
	氏 名						
徴収(換価)猶予申請の徴収金	年 度	期 別	税 目	税 額	延滞金	加算金	加算金
				円	円	円	円
提供する担保	担 保 の 所 在		担 保 の 種 類	数 量	単 価	金 額	
						円	
保 証 人	住 ( 居 ) 所						
	氏 名						
	生 年 月 日						

注 法第144条の20第1項の規定による担保を提供するときは、「徴収(換価)猶予申請の徴収金」の欄には記入しないものとする。


第47号様式（その1）（第14条関係）

徴収（換価）猶予（猶予期間延長）通知書（変更通知書）									
滞 納 者 住（居）所							年 月 日		
様									
香川県県税事務所長 印									
<p>下記のとおり徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）をした（変更した）ので、通知します。</p> <p>なお、分納計画は、確実に履行してください。</p>									
猶 予 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限	税 額	延滞金	加算金	加算金	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
猶 予 期 間			年 月 日から 年 月 日まで						
猶 予 の 理 由									
分 納 計 画	回 数	分 納 期 限	納 付（納入）金額			備 考			
			円						
<p><b>注意</b> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>									

軽油引取税徴収猶予通知書

年 月 日

納税者又は特別徴収義務者  
の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 

年 月 日付けで申請のあったことについては、地方税法第144条の29により次のとおり徴収を猶予したので、通知します。

年 度	年 度	行 為 年 月	年 月
徴 収 猶 予 期 間			徴 収 猶 予 額 (円)
	から	まで	
	から	まで	

注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第47号様式（その4）（第14条関係）

滞納処分停止通知書								
滞納者 住（居）所						年 月 日		
様						香川県県税事務所長 印		
<p>下記の県税に係る徴収金については、滞納処分の執行を停止したので、通知します。</p> <p>ただし、これによってあなたの納税義務が消滅したわけではありませんから、資力の回復次第直ちに納付してください。</p>								
年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金	備考
				円	円	円	円	
合 計								
滞納処分の執行を停止した日						年 月 日		
備          考								

備考 地方税法第15条の7第5項の規定による滞納処分の停止の場合は、ただし書は記載しない。

徴収（換価）猶予取消通知書										
滞納者 住（居）所							年	月	日	
様							香川県県税事務所長			印
年 月 日付で徴収（換価）の猶予の通知をした県税に係る徴収金については、下記のとおり徴収（換価）の猶予を取り消したので、通知します。										
猶予を取り消した金額	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金	備考	
					円	円	円	円		
	合 計									
取消理由										
<p><b>注意</b></p> <p>1 上記の徴収金は、速やかに納付（納入）してください。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>										



第48号様式（その2）（第14条関係）

滞納処分停止取消通知書								
滞納者 住(居)所  様						年 月 日		
香川県県税事務所長						印		
<p>年 月 日付で滞納処分の執行の停止の通知をした下記の県税に係る徴収金については、その執行の停止を取り消したので、通知します。</p>								
年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金	備考
				円	円	円	円	
合 計								
取 消 理 由								
<p>注意</p> <p>1 上記の徴収金は、速やかに納付（納入）してください。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>								

第48号様式の2 (第14条関係)

徴収（換価）猶予（猶予期間延長）不承認通知書									
年 月 日									
滞納者 住(居)所 様 香川県県税事務所長 印 年 月 日付けで徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）の申請があつた県税に係る徴収金については、下記のとおり徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）を承認しないこととしたので、通知します。									
徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金	備考
					円	円	円	円	
	合 計								
不承認の理由									
注意 1 上記の徴収金は、速やかに納付（納入）してください。 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。									

年 月 日

市 町 長 殿

香川県県税事務所長



法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の  
提出期限の延長の処分等があった旨の通知書

このことについて、次のとおり届出がありましたので通知します。

法 人 名			
主たる事務所所在地			
届出の内容	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度（連結事業年度）分 から 月間延長	
	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度（連結事業年度）分 について延長 <申告期限> 年 月 日	
	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度（連結事業年度）分 から	
備考			

第61号様式を次のように改める。

第61号様式 削除

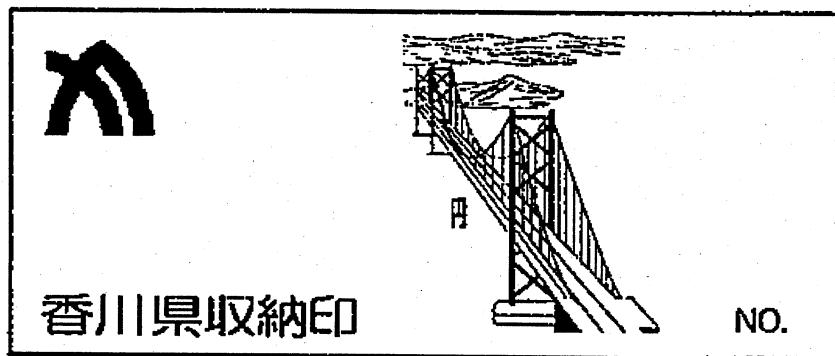
第68号様式から第89号様式までを次のように改める。

第68号様式から第88号様式まで 削除

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">受付印</div> 年 月 日 香川県県税事務所長 殿		申 請 者	免税軽油使用 者 証 番 号	香 川 第 _____ 号	
			住 所		
			氏 名		
免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認申請書					
免 税 証 交 付 申 請	年 月 日	年 月 日	免 税 証	交 付 年 月 日	年 月 日
	数 量	リットル	数 量	数 量	リットル
免 税 軽 油 以 外 の 軽 油	引 取 年 月 日		使 用 年 月 日		
	引 取 数 量		使 用 数 量		
	引 取 先	所 在 地			
		氏 名 又 は 名 称			
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要を生じた理由					
免税軽油以外の軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由					
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-top: 10px;">印</div>					
ミ シ ン 香 川 県 第 _____ 号 免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認書 （申請人の氏名） _____の申請に係る免税軽油以外の軽油 _____ リットルを免税用途に使用することを承認します。 年 月 日 香川県県税事務所長 印					

第90号様式から第92号様式の3（その3）までを次のように改める。

第90号様式（第34条関係）



備考 大きさは、縦29ミリメートル、横69ミリメートルとする。



年 月 日

香川県県税事務所長 殿

自動車税 (環境性能割) 修正申告書  
軽自動車税 (環境性能割) 修正申告書

申告 (報告) 代行者	
-------------------	--

納義務者 税務者	住所 (所在地)	市 郡 町	登録番号又は 車両番号			
	氏名 (名称)	Ⓜ				
所有者 留保者	住所 (所在地)	市 郡 町	修正事由			
	氏名 (名称)	Ⓜ				
主たる定置場 (使用の本拠)		市 郡 町	区分	課税標準額	税率	税額
			当初	千円	100	円
旧納税者 義務者	住所 (所在地)		修正	千円	100	円
	氏名 (名称)			差額	千円	

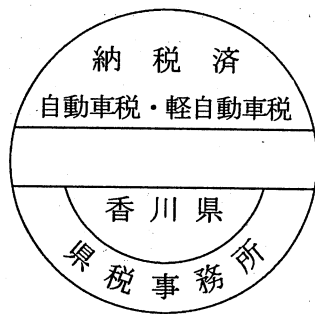
初年度登録年 (検査)	用途	車名	型式及び年式	類別区分番号	
年	営業用 自家用	社名 車名	年式		
新旧別	総排気量又は 単室容積	車台番号	車体の塗色	仕様及び標準装 備以外の付加物	
新中古車	ℓ		赤・橙・茶・黄・緑 青・紫・白・灰・黒		
取得年月日	取得価額	取得原因	特例適用の有無	車両重量	燃費
年 月 日	千円	売買・留保 解除・交 換・贈与・ 相続・その 他 ( )	有 無	kg	km/ℓ
		貨自動車 物	車両 総重量	kg	構造
			変速装置 の方式		

収納 印表 示欄	

注意 (1) 課税標準額の欄は、1,000円未満の端数金額を切り捨ててください。  
(2) 税額の欄は、100円未満の端数金額を切り捨ててください。



第92号様式（第34条の5関係）



備考 直径35ミリメートルとする。

第92号様式の2 削除

第92号様式の3 (その1) (第36条関係)

重 要

自動車税 (種別割) 納税証明書  
(継続検査用・構造等変更検査用)

登 録 番 号
車 台 番 号

滞納がないことを証明します。

香川県県税事務所長 印

有効期限	年 月 日
------	-------

領収日付印のないもの、登録番号欄・  
香川県県税事務所長印・有効期限欄が  
消してあるものは無効です。

領収日付印

(納税者保管)

自動車税（種別割）納税証明書  
（継続検査用・構造等変更検査用）

第 号

登 録 番 号

車 台 番 号

本証明書の有効期限

上記の自動車について滞納がないことを証明します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

第92号様式の3（その3）（第36条関係）

自動車税（種別割）納税証明書

自動車登録番号	有効期限
車台番号	年 月 日
証明事項	

上記のとおり証明します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

第92号様式の3（その4）を削る。

第96号様式（その1）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削り、「3月以内」を「3月を経過する日又は地方税法第19条の4第2号に規定する日のいずれか早い日まで」に改める。

第96号様式（その2の1のイ）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。

第96号様式（その2の1のロ）を次のように改める。

(債権用)

差 押 調 書									
この差押財産の取立てその他の処分を禁じます					年 月 日				
<p>滞 納 者 住(居)所</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(所属名) 香川県職員 氏 名 ㊦</p> <p>下記の滞納金額を徴収するため、地方税法の規定により下記の財産を差し押さえました。</p>									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞 納 処 分 費	摘 要
					円	円	円	円	
差 押 債 権	債 務 者	住(居)所			氏 名				
<p><b>注意</b></p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。</p>									

第96号様式（その2の2のイ）及び（その2の2のロ）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。

第96号様式（その3）中「とおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える」を「滞納金額を徴収するため、地方税法の規定により下記の財産を差し押さえます」に改める。

第96号様式（その4）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削り、「3月以内」を「3月を経過する日又は地方税法第19条の4第2号に規定する日のいずれか早い日まで」に改める。

第96号様式（その5のイ）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。

第96号様式（その5のロ）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削り、「3月以内」を「3月を経過する日又は地方税法第19条の4第2号に規定する日のいずれか早い日まで」に改める。

第97号様式（その1）から第97号様式の2までの規定中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。

第98号様式（その1）及び（その2のイ）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削り、「3月以内」を「3月を経過する日又は地方税法第19条の4第2号に規定する日のいずれか早い日まで」に改める。

第98号様式（その2のロ）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。

第99号様式中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削り、「3月以内」を「3月を経過する日又は地方税法第19条の4第2号に規定する日のいずれか早い日まで」に改める。

第100号様式及び第100号様式の2（その1）中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。

第100号様式の2（その2）を次のように改める。

第100号様式の2 (その2) (第47条関係)

交 付 要 求 通 知 書									
権利者等 住(居)所  様  香川県県税事務所長							年 月 日  印		
下記の滞納金額を徴収するため、地方税法 の規定により交付要求をしました。									
滞納者	住(居)所								
	氏 名								
滞納金額	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞 納 処 分 費	法定納 期限等
					円	円	円	円	
交付要求に係る財産又は事件名									
	執行機関名						差押年月日		
交付要求年月日									
注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									



第100号様式の3から第100号様式の5（その2）までの規定中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削る。  
 第100号様式の7中「（及び（並びに）地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）」を削り、「日と」を「日又は」に改める。  
 （香川県会計規則の一部改正）

第2条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（整理区分） 第207条 略  （1）～（5） 略 （6） 特別法人事業税 <u>（7） 軽自動車税の環境性能割</u> （8） 略	（整理区分） 第207条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次に掲げる区分により整理しなければならない。 （1）～（5） 略 （6） <u>地方法人特別税</u>  （7） 略

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第3条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略  5 県税事務所				別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略  5 県税事務所			
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1 地方税法関係事務（ <u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律</u> に係る事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法施行令 条…香川県税条例	（1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条	略		1 地方税法関係事務（ <u>地方法人特別税等に関する暫定措置法</u> に係る事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法施行令 条…香川県税条例 規…香川県税条例施行	（1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条	○	○

規…香川県税条例施行規則

の58第1項、72条の66第1項、73条の34第1項、74条の25第1項、92条1項、144条の49第1項、173条1項、177条の19第1項、198条1項、700条の64第1項)

(2)～(4) 略

(5) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法48条1項、68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、144条の51第6項、175条6項、177条の21第6項、200条6項、700条の66第6項、国税徴収法141条3号)

(6)～(15) 略

(16) 法人の事業税及び特別法人事業税 (以下「

規則

の58第1項、72条の66第1項、73条の34第1項、74条の25第1項、92条1項、134条1項、144条の49第1項、165条1項、198条1項、700条の64第1項)

(2)～(4) 略

(5) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法48条1項、68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、136条6項、144条の51第6項、167条6項、200条6項、700条の66第6項、国税徴収法141条3号)

(6)～(15) 略

(16) 法人の事業税及び地方法人特別税 (以下「

	○		○
	○		○

	法人の事業税等という。)の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。(法72条の34)	
	(17)～(33) 略	
	(34) 自動車税の種別割の納税義務者を変更すること。(法146条1項、147条1項・2項)	略
	(35) 自動車税の種別割の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条90条4項)	略
	(36) 略	
2～7	略	

6～32 略

	法人の事業税等という。)の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。(法72条の34)			
	(17)～(33) 略			
	(34) 自動車税の納税義務者を変更すること。(法145条1項・2項)	○		○
	(35) 自動車税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条90条4項)	○		○
	(36) 略			
2～7	略			

6～32 略

(香川県県税事務所規則の一部改正)

第4条 香川県県税事務所規則(平成21年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(各課の分掌事務) 第4条 略 (1)～(6) 略 (7) 県税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらの	(各課の分掌事務) 第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、

延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「県税等」という。）の収納事務に関すること。

(8)～(14) 略

2 略

(1)～(7) 略

(8) 特別法人事業税の賦課に関すること。

3 略

4 略

(1) 自動車税の賦課に関すること。

(2) 自動車税の証紙徴収等に関すること。

(3) 軽自動車税の環境性能割の賦課に関すること。

(4) 軽自動車税の環境性能割の証紙徴収等に関すること。

5～7 略

不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「県税等」という。）の収納事務に関すること。

(8)～(14) 略

2 事業税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 地方法人特別税の賦課に関すること。

3 略

4 自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自動車取得税及び自動車税の賦課に関すること。

(2) 自動車取得税及び自動車税の証紙徴収等に関すること。

5～7 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中香川県税条例施行規則第38号様式（その1）の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(香川県税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の香川県税条例施行規則（以下「旧香川県税条例施行規則」という。）第4号様式（その2）、第5号様式（その1）、第5号様式（その2のイ）、第5号様式（その2のロ）、第5号様式（その3）、第5号様式（その4）、第5号様式（その5）、第5号様式（その6）、第5号様式（その7）及び第91号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

3 旧香川県税条例施行規則第92号様式の3（その1）、第92号様式の3（その2）、第92号様式の3（その3）及び第92号様式の3（その4）による用紙は、令和2年5月31日までの間、使用することができる。

4 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第3章の地方法人特別税（以下「旧地方法人特別税」という。）については、第1条の規定による改正後の香川県税条例施行規則第8条中「特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税、地方法人特別税」とする。

(香川県会計規則の一部改正に伴う経過措置)

5 第2条の規定による改正前の香川県会計規則第207条の規定は、旧地方法人特別税については、なお従前の例による。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正に伴う経過措置)

6 第3条の規定による改正前の香川県出先機関事務決裁規則別表4の5の表の規定は、旧地方法人特別税については、なお従前の例による。

(香川県県税事務所規則の一部改正に伴う経過措置)

7 第4条の規定による改正前の香川県県税事務所規則第4条の規定は、旧地方法人特別税については、なお従前の例による。